

分類	事項	担当課 (関係)	集中改革プラン取組内容(H23.4)	全体の効果	23～26年度の実績	27年度の取組み(予定)	進捗 状況	方向性	各課の意見
事務・事業の見直し	(1)行政評価システムの効率的運用	企画課(全課)	施策や事業についてその目的を明らかにするとともに、その達成状況を評価し、今後の実施計画や予算編成に反映させるため、行政評価システムを効率的に運用します。	◇政策体系に基づいた事務事業の整理による、目的の明確化 ◇評価結果を公表することによる、行政の透明性向上	行政評価システムを活用し、市議会と総合政策審議会による施策の外部評価を実施し、内部評価と併せて、政策推進本部で市としての方針を定め、平成27年度予算編成に反映させました。 平成25年度の事務事業および施策シートを市ホームページで公表しました。	引き続き、PDCAによる進行管理を行い、予算編成に反映させていきます。	B	継続(企画課)	引き続き進行管理を行っていく(企画課)
事務・事業の見直し	(2)事務事業の見直し	企画課(全課)	「行政が行なうべきか」「受益と負担の公平は確保されているか」など行政評価システムを活用し、事務事業の再編・整理、廃止・統合等します。また、効果や効率性の観点から所期の目的を達成した事務・事業については、廃止・縮小や類似する事業と統合します。 《平成22年度の一般会計分の事務事業860件を5年後に1割減少させる》	◇事務事業の再編・整理、廃止・統合等による成果向上と事務効率化	行政評価システムを活用し、市議会と総合政策審議会による施策の外部評価を実施し、内部評価と併せて、政策推進本部で市としての方針を定めました。 事務事業担当課において、システムを活用した前年度振り返りと、予算編成前の中間振り返りにより、事務事業の再編、整理、統合を行いました。 ※平成26年度事務事業数：698本	引き続き、成果向上と事務効率化を図っていきます。	B	継続(企画課)	引き続き成果向上と事務効率化を図っていく(企画課)
事務・事業の見直し	(3)学校給食の効率的な運営と役割	学校教育課(総務課)	平成24年度に給食センター建て替えが完了し、稼動することに伴い、単独方式との献立や労働環境の比較検討や検証を行い、より安心安全な学校給食を提供します。また、当分の間、センター方式と自校方式を継続していくことを前提に、食育など学校給食の教育的役割を検証しながら、将来策定予定の給食に関する運営方針についての検討を行ないます。	◇方針に沿った計画的な人的対応や、業務委託等による経費の削減	平成21年3月の議会議決後、平成24年度に給食センターの建て替えを完了し、2学期から新給食センターで給食提供を開始しました。 単独調理場については当面の間、継続予定でしたが、施設の老朽化、職員の退職等に伴う人員配置等の問題が出てきたので、平成25年7月に学校給食のあり方庁内検討会を立ち上げ、今後のあり方(自校方式、センター方式、民間委託)について調査研究を開始し、4回の協議を行い、平成26年4月の政策推進本部会議で前年度の調査研究の中間報告(第1回報告)を行い、その後、学校給食のあり方庁内検討会においてさらに2回の調査研究を行い、その検討結果を8月の政策推進本部会議に報告(第2回報告)しました。 その後1、2月に市内10小中学校で検討結果の保護者説明会を行い、意見の集約を行いました。	集約意見を報告書にして全保護者に配付、加えて市ホームページで公開しました。 今後は、保護者や地域住民を含めた準備委員会を立ち上げ、分離新設校の検討と併せ、説明会やアンケートで寄せられた意見を参考にしながら、今後の方向性について検討を行います。	D	継続(学校教育課)	今後も進行管理を行っていく(学校教育課)
事務・事業の見直し	(4)事業仕分けの実施	企画課(全課)	各事務事業について、効果や効率性、公共性に関して、市民、議会、行政の視点により、検証します。	◇事業内容の公開と必要性の検証、歳出の削減 ◇協働によるまちづくりの推進	平成23年度より「事業仕分け」平成25年度より名称を「合志市事務事業検証会」と改め、4年間で96事業について検証を行いました。評価結果を受け、市としての取組方針を決定しました。	平成27年度については、「合志市事務事業検証会」は廃止とする。しかし、別の形での検証会を検討します。	B	終了(企画課)	別の形での内部評価の仕組みを検討(企画課)

分類	事項	担当課(関係)	集中改革プラン取組内容(H23.4)	全体の効果	23～26年度の実績	27年度の取組み(予定)	進捗状況	方向性	各課の意見
行政組織・機構の再編、見直し	(1)組織の見直し	総務課(全課)	今後の定員管理計画等を踏まえ、住民にわかりやすく、きめ細やかな行政サービスができるような組織への見直しをし、その後も継続的に検証・見直しをします。また、ワンストップ・サービスや民間委託等の導入を検討し、窓口業務の利便性の向上を図ります。 《現行の8部局、24課等、42班の見直し》	◇的確な住民サービスの提供 ◇住民満足度の向上	・「合志市社会保険・税番号制度に伴う窓口業務改善支援業務委託」を締結、H26年度において、環境、現行業務、現行システムの分析を行い、問題点・課題を整理しました。 ・女性・子ども支援のための相談業務のあり方など、支援体制について、検討を行ないました。	・窓口業務改善については、H26年度において実施した各分析、問題点・課題及び社会保険・税番号制度開始に伴う窓口サービスのあり方も考慮した以下の方針等を立案します。 ①業務改革基本方針②電算最適化基本方針③組織機構改革(案)④職員配置(案)⑤外部委託等活用(案) ・H27.4.1一部機構改編により、班から課へ、昇格設置します。 西合志庁舎総合窓口課 まちづくり対策室 女性・子ども支援室	B	現状維持(総務課)	今後は業務改革基本方針に沿った具体的整備の検討が必要。(総務課)
補助金等の見直し	(1)補助金等の見直し	財政課(補助金等を所管する課)	合併後、補助金交付団体等の整理統合と併せて補助金を10%削減しました。今後は、補助団体と市の役割を明確にし、補助金額、交付期間等の適正な運用に努めます。	◇財政負担の軽減 ◇各種団体の自主性・自立性の確立	(財政課) 予算編成方針要領等に補助金の取り扱いを示し、予算ヒアリング時に補助金額・交付期間・交付要綱の有無等について確認を行ない、適正化に努めました。なお、領収書の写しの添付も義務付けを予算執行方針により指示し、適正な運用に努めました。 (人権啓発教育課) 2つの人権啓発運動団体に対する補助金の会計指導監査を実施し、適正化を図りました。併せて、補助金交付要綱に基づく支出のあり方について、今後、より効果的かつ適正な支出とするため報酬、活動費等の協議を行いました。	(財政課) 前年度の実績のとおり、次年度も引き続き適正な運用に努めます。 (人権教育啓発課) 27年度も引き続き両支部と協議を進め、補助金の費用対効果を検証するために会議及び研修会等の復命書の提出や、用途を明確にするために領収書の提出の徹底など、今後も改善すべき点は改善していきます。	A	終了(財政課)	進捗状況A(完了)のため終了(財政課)
公共施設管理の民間委託等への推進	(1)業務委託の推進	施設の所管課(財政課)	直営で管理する施設について嘱託・臨時職員の活用や業務の委託を推進してきましたが、今後もサービスの向上や人件費等の節減を図る観点から、業務を検証し民間への包括的委託と指定管理者制度の導入を進めます。 また、平成19年10月に指定管理者制度を導入した5施設のうち「ふれあい館」「老人憩の家」「みどり館」「ユーパレス弁天」は平成24年3月末に契約を終了するため、更新にあたっては公募方式を進めます。	◇施設運営の効率化と住民サービスの拡充 ◇施設維持費の削減	指定管理者制度を導入している4施設については、H24.4.1に更新を行いユーパレス弁天を2年、その他の施設を5年の指定期間としました。 (財政課) ユーパレス弁天の指定管理者の更新にあたり、公募により候補者の選定を行ない、担当課(商工振興課)へつなぎました。 (高齢者支援課) ふれあい館、老人憩の家、みどり館については、引き続き指定管理者(社会福祉法人合志市社会福祉協議会)と年度協定を締結して管理を行ないました。	(財政課) 指定管理者制度導入済みの施設については、更新事務は発生しません。他の公共施設について指定管理者制度等の外部委託の拡大を研究していきます。 (高齢者支援課) ふれあい館、老人憩の家、みどり館については、引き続き指定管理者(社会福祉法人合志市社会福祉協議会)と年度協定を締結して管理を行ないます。	A	継続(高齢者支援課)継続(財政課)	今後も進行管理を行っていく(財政課)

分類	事項	担当課(関係)	集中改革プラン取組内容(H23.4)	全体の効果	23～26年度の実績	27年度の取組み(予定)	進捗状況	方向性	各課の意見
定員管理と給与の適性化	(1)職員定員の適正化と公表	総務課(全課)	新市建設計画の職員定員削減計画(平成18年度から平成27年度までの10年間で40名削減)を踏まえ、新規採用職員の抑制を行ないながら適正な管理を行なっていきます。職員数については、毎年広報紙とホームページで公表します。《平成22年度までに21人削減しており、今後5年間で19人削減します》	◇人件費の抑制	平成26年4月1日新規採用職員 10人 平成26年4月1日現在職員数 313人 H25.4.1:315人→H26.4.1:313人(▲2人)	定年退職等の状況により、採用職員数の平準化に取り組んでいるため、平成26年度は職員数が減少したが、平成27年度は新規採用者数が14名となり、職員数が増加します。	C	一部継続(総務課)	職員数については、現状維持を行なっている。(総務課)
定員管理と給与の適性化	(2)給与制度の見直し	総務課(全課)	人事院勧告と国の制度を踏まえ、常に適正化に努めるとともに、職員の意欲と能力を引き出すため、業績等に応じた適正な評価をし、それを反映する給与制度の運用を行ないます。	◇給与の適正化	平成26年人事院勧告、また県人事委員会勧告に伴い、給料、勤勉手当等の引き上げ改定を行ないました。	人事院勧告、また県人事委員会勧告に検討を行ないます。	B		
効率、効果的な行政運営	(1)適正な課税と徴収対策	税務課(なし)	市税は、市民の生活を支える貴重な財源であることから、納税意識の高揚を図るため、広報等により市税の使い道、納税意識の重要性を啓発します。併せて、より一層の適正な課税に努めるとともに、国民健康保険税については、医療費の削減に努め、適正な受益者負担のもと、国保財政の健全化を図ります。徴収対策としては、市税と国民健康保険税の口座振替をより一層推進するとともに、滞納整理の強化を図りながら、初期滞納者に対する早期着手・早期収納の確保の徹底、悪質・大口滞納者に対する滞納処分(不動産・給与・預金等差押)を強化します。	◇市税の適正な課税 ◇収納率向上	【適正課税について】 地図情報の電子化及び住民税課税システム導入により、航空写真や字図、課税状況を照合できる利点を活かし、事務の軽減及び適正な課税に努めました。また、市県民税の事業者への特別徴収推進を図りました。 【コンビニ収納について】 H26.4月から収納を開始しました。 【収納対策について】 慢性的な案件、高額案件について滞納処分(給与、預金等差押、家宅搜索)を実施しました。差押品は九州市町村合同公売会、本市開催(菊池市と合同)公売会に出品し、換価を行いました。 市滞納対策連絡会議の呼びかけで、収納関係課で協議し、4課合同徴収(税務課、高齢者支援課、子育て支援課、都市計画課)を実施しました。次年度も収納関係課の合同徴収を行うこととし、2課(税務課+1課)で実施することになりました。	【適正課税について】 地図情報の電子化及び住民税課税システムを活かし、なお一層課税客体の把握に努め適正な課税を行ない、さらに市県民税の事業者への特別徴収を進めていきます。また、マイナンバー法が施行されることにより、税に関しては利便性があがることから、より一層の事務の軽減・効率化を進めていきます。 【コンビニ収納について】 分納納付書はコンビニ収納の対応ができないため、システム改修を行い、納付の利便性を図ります。 【収納対策について】 新規滞納者を増やさぬよう早期着手を心がけ、滞納の累積を防ぐとともに、悪質・高額案件については滞納処分の強化を図ります。 合同徴収については、税務課+1課の2課体制で実施します。成果と問題点について、市滞納対策連絡会議で報告し、今後の体制について検討を行います。	B	継続(税務課)	今後も進行管理を行っていく(税務課)

分類	事項	担当課 (関係)	集中改革プラン取組内容(H23.4)	全体の効果	23～26年度の実績	27年度の取組み(予定)	進捗 状況	方向性	各課の意見
効率、効果的な行財政運営	(2)受益者負担等の見直し	全課	受益者負担の原則に基づく負担等の適正化を踏まえ、その目的、性質、効果、公平性の観点から見直しを必要に応じて行ないます。また、支払者の利便性を図る観点から、収納環境の整備を検討します。下水道料金については経営健全化のため、経費の削減や経営の合理化を進め、適正な使用料について検討します。	◇各種使用料や証明書等手数料の適正化 ◇収納率向上	(上下水道課) 消費税法等の改正を受け、平成26年6月分の請求(5月使用分)から消費税率8%で算定した下水道使用料の徴収を開始しました。(生涯学習課) 生涯学習関係施設使用料の検証に着手しました。	(上下水道課) 平成27年度は全期(12ヵ月)が8%での使用料算定となります。 平成27年4月1日を以って下水道事業(農業集落排水事業を含む)に地方公営企業法の全面適用を実施しました。当面は企業会計方式による決算から経営の問題を明らかにすることを目指しており、平成27年度は主に適正な経理事務の定着を図ります。	B	継続 (上下水道課) 実施準備中 (生涯学習課)	平成27年度は、11名の委員による一般廃棄物処理手数料検討委員会を設置し、一般廃棄物収集運搬手数料(ごみ袋の料金等)の改定やごみの減量及び資源化に関する検討を行いました。平成29年4月に予定されている消費税率の改定等をふまえ、菊池環境保全組合を構成する菊池市、大津町、菊陽町の料金と調整することや、ごみ袋製作の効率化等を推進するという、意見の集約を行いました。(環境衛生課) 公営企業の経営成績が表れる決算であることから方向性は「継続」とします。(上下水道課) 消費税率引上げを見込み、使用料金算定を検証します。(生涯学習課)
効率、効果的な行財政運営	(3)市有財産の処分と有効利用	財政課 (全課)	市民の貴重な財産である市有地や市有施設のうち、活用が見込まれない土地については売却を進め、財源を確保していきます。また、事業予定地についても、目的の事業が行なわれるまで貸し付けを行なうなど、引き続き有効利用を図ります。その他、地元自治会等への移管が望ましい施設についても、検討を進めます。	◇未利用資産の整理 ◇土地の貸し付けによる維持管理費の軽減と収益増	(財政課) 継続貸し付けを行なうとともに、普通財産(土地)の払い下げを行ないました。 (人権啓発教育課) 人権同和教育集会所と老人憩いの家の使用状況調査・役員からの聞き取りなどを行ない、今後の利用計画、施設の管理等について検討しています。	(財政課) 市有地や市有施設のうち、活用が見込まれない土地については売却を進め、財源を確保していきます。また、事業予定地についても、目的の事業が行なわれるまで貸し付けを行なうなど、引き続き有効利用を図ります。 (人権啓発教育課) 引き続き、部落解放同盟合志市支部、全日本同和会合志支部並びに地元区長や役員等と各施設の今後のあるり方について協議を進めます。	C	継続 (財政課)	今後も進行管理を行っていく (財政課)
効率、効果的な行財政運営	(4)財政計画に沿った財政運営と繰出金の見直し	財政課 (全課)	国庫支出金等の削減や、扶助費等義務的経費の増大が財政を圧迫しています。平成22年度に市財政計画を見直しましたので、今後はその財政計画に沿った事業の展開や経費の抑制等を図り、健全な財政運営を進めます。また、平成21年度における特別会計への繰出金は増加傾向にありますが、各会計の適正な運営を図り、健全な財政運営に努めます。	◇計画に沿った財政運営 ◇住民に分かりやすい財政目標と財政指数の明確化	平成26年度は、財政計画の見直しは行なわず、前年度見直し後の計画に沿った予算編成を実行し、計画的な財政運営を行ないました。	平成27年度は、第2次総合計画の策定に伴い、財政計画の見直しを行なう予定であり、計画に沿った健全な財政運営に努めます。	B	継続 (財政課)	今後も進行管理を行っていく (財政課)

分類	事項	担当課 (関係)	集中改革プラン取組内容(H23.4)	全体の効果	23～26年度の実績	27年度の取組み(予定)	進捗 状況	方向性	各課の意見
効率、効果的な行政運営	(5)入札制度の検討	財政課(全課)	公共工事の公正な競争性と透明性を確保するとともに、地元中小企業の育成・振興を図りつつ、総合評価方式を含めた入札制度を検討していきます。	◇入札の公正な競争性と透明性の確保 ◇地元中小企業の育成と振興	公共工事の競争性と透明性を確保するとともに、地元中小企業の育成振興のため、JV方式による工事発注を行ないました。また、品質確保を目的とした総合評価方式による入札を実施しました。なお、電子入札制度の導入については、検討した結果、費用対効果の面から導入にはいたりませんでした。	公共工事の公平性、競争性、透明性を引き続き確保します。総合評価方式による入札を例年並みには実施します。また、電子入札制度については総合的な導入の検討を継続していきます。	B	継続(財政課)	今後も進捗管理を行っていく(財政課)
第三セクターの見直し	(1)株式会社「にしごうし」の見直し	商工振興課(財政課)	第三セクター(株)にしごうしが、指定管理者として管理運営している公共施設の健康総合センター「ユーパレス弁天」の目的に沿った良好な管理運営のあり方を研究するとともに、利用者の意見や(株)にしごうしの業務報告等により、管理状況や経営状況の把握に努め、経営改善等の指導をしながら、総務省の指針に基づく第三セクターの必要性や妥当性を検討していきます。	◇第三セクターの経営健全化	(商工振興課) 平成26年3月31日、(株)にしごうしの解散に伴い、清算業務を清算人と連携して実施しました。 なお、解散清算金23,693千円、出資金返還金50,000千円でした。		A	終了(財政課) 終了(商工振興課)	進捗状況A(完了)のため終了(財政課) 「(株)にしごうし」が解散し、進捗状況A(完了)のため終了(商工振興課)
地方公営企業の経営健全化	(1)水道事業①民間委託の推進	上下水道課(総務課)	総合的な外部委託を検討します。	◇業務の効率化 ◇経費の削減 ◇職員の適正配置 ◇専門性の向上	平成23年12月21日、プロポーザル方式により2社からプレゼンを受け、審査の結果、委託業者を決定しました。 受付窓口業務(上下水道お客さまセンター)をはじめ、検針業務、開閉栓業務、台帳入力業務、滞納整理業務等、料金徴収に係る包括的な事務を民間事業者へ委託しました。		A	終了(上下水道課)	進捗状況A(完了)のため「終了」とします。(上下水道課)
職員の人材育成・能力の向上	(1)人材育成の推進	総務課(全課)	平成22年2月に策定した「人材育成基本方針」による、人事制度と研修制度の連携のもと、人事評価システムを構築し、地方分権の担い手にふさわしい人材を育成します。	◇職員の執務能力の向上と意識改革	平成24年度より人事評価制度の本格導入を行ないました。	・人事評価制度については、地公法の改正による導入義務化に伴い、本市制度内容の精査を行い、改正内容に即した整備を行ないます。 ・研修制度については、各階層、また昇格等により生かせるような体制について、検討を行ないます。	B	継続(総務課)	今後も検討を継続し、制度整備を行なう。(総務課)

分類	事項	担当課 (関係)	集中改革プラン取組内容(H23.4)	全体の効果	23～26年度の実績	27年度の取組み(予定)	進捗 状況	方向性	各課の意見
市民等による協働・参画	(1)自治基本条例の活用	企画課(全課)	自治基本条例の理念に基づくまちづくりへの参画や協働のルールを整え、市民と市議会、市の執行機関によるまちづくりを推進します。市民の潜在的な特技や知識を、広く活用するシステムの構築を検討します。	◇自立した地域社会の実現	自治基本条例については、条例に基づき取り組む内容等をまとめた、自治基本条例推進アクションプランを策定し、毎年進行管理を行っています。また、レターパスに広告を掲載し周知を図ったほか、会合や市の行事などの機会を借り、条例について説明を行いました。 また、合志市人材(財)バンク設置要綱を策定し、ふるさとサポーター同様、登録者を募集しています。また、市民からの提案をまちづくりに生かしていく、まちづくり事業提案制度として、第8号まで認定しました。 また、更なる条例推進に向け、キャッチフレーズ「みんなですすめるまちづくり」自治基本条例」を決定し、広報記事に適宜掲載したほか、市ホームページにも掲載しています。	引き続き、自治基本条例推進アクションプランにより、推進を行なっていくとともに自治基本条例、および条例に基づく協働と参画によるまちづくりについての説明を、会合や集会の機会を借り、行っていきます。	B	継続(企画課)	引き続き、条例に基づく協働と参画によるまちづくりのため周知啓発を行っていく(企画課)

総務省通知分まとめ

1. 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

No.	事項	具体的内容	備考・その他	方向性	各課の意見
1	民間委託等の推進	定型的業務や給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施すること。特に、職務内容が民間と同種又は類似したものである業務であって、民間委託の進んでいない分野については、重点的に点検を実施すること。		継続(財政課) 完了(上下水道課) 継続(生涯学習課) 継続(総務課) 継続(まち・政策)	業務点検を行ない、委託の検討を進める(財政課) 取組済(上下水道課) 既に取組済 再度検討を続ける(生涯学習課) 本市規模で民間委託が可能な部門の検討を行なっていく。(総務課) 民間委託等の推進については、機会損失の観点から早急に取り組まなければならない。業務の「詳細な洗い出し」と「公権力の有無」をはっきりさせ、業務委託・アウトソーシングを推進する必要がある、人員適正化と財政健全化を目指すべきである。また、施設の管理・運営についても指定管理者制度を含め、早急に検討すべきと考えられる。 地方創生に係る産学官民の連携はさらに深化を求められるため、民間委託の推進は引き続き推進する必要がある。(まち・政策)
2	指定管理者制度等の活用	公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。		継続(財政課) 継続(生涯学習課) 継続(まち・政策)	検証・検討を行なっていく(財政課) 複数施設の指定を検討(生涯学習課) 全国的に見ても一般的な考えであり、大規模な公共施設の管理運営については、上記同様機会損失の観点から早急に制度活用をすべきだが、指定管理者制度の導入には、制度理解と所管課の積極的な姿勢が肝要なことから全庁的に進める方針を公共施設等総合管理計画等で示す必要がある。募集要領や仕様書作成に時間を要し、精度も求められることから所管課が積極的に動かない可能性が大きい。推進体制の整備や外部専門機関の支援を含めた取組が必要である。(まち・政策)
3	地方独立行政法人制度の活用	地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。		継続(財政課)	対象業務は、水道事業、工業用水道事業と思われる(財政課)

4	BPRの手法やICTを活用した業務の見直し	安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくためには、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する行政運営が必要であり、このため、事務事業全般にわたって、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の効率化を図ること。特に、住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しについては、以下の事項に留意しつつ、重点的に行うことが必要であること。	(特に窓口業務の見直し及び庶務業務の集約化) 窓口業務、給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務	継続(学校教育課) 新規(財政課) 継続(生涯学習課) 継続(総務課) 継続(まち・政策)	校務支援等システムの導入(学校教育課) 取り組んでいく必要があると思われる(財政課) 窓口業務等の検討(生涯学習課) アウトソーシング等の推進と合わせて、活用の検討を行なっていく。(総務課) 社会保障・税番号制度の開始に伴い窓口業務が大きく変わることから、H26年度～H27年度に「合志市社会保障・税番号制度に伴う窓口業務改善改革」を策定。今後の窓口サービスに係る新概念や組織・機構改革、電算最適化基本方針、民間リソースの活用等について年次計画を立て、推進することとしている。 また、これと併せ新業務フローも作成し、「わかりやすい窓口をめざして」総合窓口の充実を図ることとしている。 内部業務等の見直しについては、市全体業務について、包括的業務委託がどのレベルで可能か検討に入る予定。(まち・政策)
---	-----------------------	--	--	---	---

2. 自治体情報システムのクラウド化の拡大

No.	事項	具体的内容	備考・その他	方向性	各課の意見
1	自治体情報システムのクラウド化の拡大	ICT化については、基本方針2015において、「地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る」とこととされており、ICT化と業務改革を同時・一体的に推進することが重要であること。あわせて、情報セキュリティの確保にも十分留意する必要があること。		継続(学校教育課) 継続(生涯学習課)	校務支援等システムの導入でのクラウド化の検討(学校教育課) 広域連合で検討している(企画課) 既に取組済(生涯学習課)

3. 公営企業・第三セクター等の経営健全化

No.	事項	具体的内容	備考・その他	方向性	各課の意見
1	公営企業・第三セクター等の経営健全化	公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続するために、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号)の内容を踏まえ、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むこと。また、経営の効率化等の観点から、地域の実情を踏まえ、広域化や民間連携等に積極的に取り組むこと。	第三セクター部分は省略	継続(上下水道課)	経営戦略は未策定。下水道事業の広域化は実施中。(上下水道課)

4. 地方自治体の財政マネジメントの強化

No.	事項	具体的内容	備考・その他	方向性	各課の意見
1	公共施設等総合管理計画の策定促進	「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日総財務第74号)及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成26年4月22日総財務第75号)の内容を踏まえ、平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定すること。		継続(財政課) 継続(生涯学習課) 継続(まち・政策)	平成28年度策定に向け準備中(財政課) 更新計画策定を検討(生涯学習課) 総務省からの指示による計画策定は、公共施設の現状・課題等の情報を整理するまでとなっているが、大きな方針として、統廃合、再配置、複合化、集約化等を示さなければならないと思われる。計画策定後、実施に至るまでは地域住民等との合意形成に相当の時間を要する可能性が高いため、上記項目(1.1及び1.2)にあるとおり民間委託・アウトソーシング、指定管理者制度の活用といったソフト事業を進め、将来的な人口減少・少子高齢化を含め、公的不動産の全体的圧縮が求められる。 地方創生の観点からも、事項としての「計画策定促進」から「計画実行」の段階へとステップアップする必要がある。(まち・政策)
2	統一的な基準による地方公会計の整備促進	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日総財務第14号)及び「統一的な基準による地方公会計マニュアルについて」(平成27年1月23日総財務第15号)の内容を踏まえ、原則として平成27年度から29年度までの3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用すること。		継続(財政課)	平成29年度までに整備するところで準備中(財政課)
3	公営企業会計の適用の推進	「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日総財公第18号)及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日総財公第19号)の内容を踏まえ、平成27年度から31年度までの5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行すること。公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備することを通じ、自らの経営や資産等を正確に把握することで、より計画的な経営基盤・財政マネジメントの強化に努めること。		完了(上下水道課) 廃止(まち・政策)	平成27年4月1日に下水道事業(農集を含む)に地方公営企業法を全部適用したことで完了となりました。(上下水道課) 公営企業会計を適用して企業会計に移行することは手段であり、本市の上下水道は全て法適用済であるため、適用によって貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を読み解き、資産管理や減価償却管理に活かすことで、自らの経営や資産等を正確に把握し、より計画的かつ効率的な経営基盤・財政マネジメントにつなげることを目指し、上記項目3.1の「公営企業・第三セクター等の経営健全化」に、経営健全化のための取組内容を表記する必要がある。(まち・政策)

5. PPP/PFIの拡大

No.	事項	具体的内容	備考・その他	方向性	各課の意見
1	PPP/PFIの拡大	「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたいこと。なお、地方財政措置については、地方公共団体がPPP/PFIを導入しても不利にならないよう財政措置を講じる(イコールフットイングを図る)ことを基本としている。		継続(学校教育課) 継続(財政課) 継続(まち・政策)	分離新設校での活用の検討(学校教育課) 手法の導入検討を行なっていく(財政課) 本市においても、数年後には多くの公共施設が更新時期を迎えることとなり、現有施設を更新することは、財政的にも困難と推測され、公共施設のマネジメントと併せてPPP/PFIを活用しながら財政健全化を図る必要がある。国も、平成27年12月には政府のPFI推進会議(会長:安倍晋三首相)で、地方自治体に対し総額10億円以上の公共施設整備事業などを行う場合にはPPP/PFIの導入検討を求める内容となっており、今後、PPP/PFIを活用した財政再建と経済成長を目指す必要がある。また経済財政諮問会議では今後、トップランナー方式の導入を検討しており、自治体の創意工夫による経費削減が将来より一層求められる可能性がある。市としても、公民連携の概念を多様な事業に活用し、経費削減・事業精度の向上、スピード感を持った対応が必要となる。(まち・政策)